

2024年4月1日に施行した改善基準告示

「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」としてトラックドライバーの健康を確保し、交通労働災害を防止するために、厚生労働大臣が定めた「行政上の基準(告示)」。今まで労働基準法では規制が難しく、長時間労働や不規則な勤務になりがちなドライバーの過労を防ぎ、健康を守ることを目的としています。

各社1年以上対応してきた過程で、運行計画通りに行かず拘束時間や運転時間が超過したこともあったかもしれません。。

運行計画は計画通りに行かない時もあるため余裕を持った計画を立てる。

ドライバー一人ひとりの
拘束時間、運転時間、休息期間の
実態を正確に把握することが大事です！
**ここ1年間で特に運転時間の
管理が難しいと感じました！**
高速道路の利用や配送ロツトの見直し
等を行い、改善していきましょう！

運転時間

- ◆連続運転時間4時間以内
- ☆運転中断時は原則連続10分以上、
合計30分以上の休憩を与える
- ☆10分未満の運転中断は3回以上連続しない
- ◆二日平均運転時間9時間以内
- ◆2週平均運転時間44時間以内



働きがいのある安心・安全な職場を
作るチャンスです！
しっかり守っていきましょう！
**デジタコを導入、活用することで
時間の管理や配送ルートの見直し
が出来るのでオススメです！**



休息時間

- ◆継続11時間以上与えるよう
努めることを基本とし
9時間を下回らない



拘束時間

- 始業時間～終業時間の時間
- ◆年間3300時間以内【最大3400時間】
 - ◆一ヶ月284時間以内【最大310時間】
 - ☆最大310時間は年6回まで
 - ☆284時間超えが3ヶ月連続しないこと
 - ☆月の時間外・休日労働が100時間未満に努める
 - ◆一日13時間以内



上記3つの時間をしっかり把握して、労務管理の徹底に努めていきましょう！